

## 活動火山対策特別措置法の改正(平成27年12月施行)

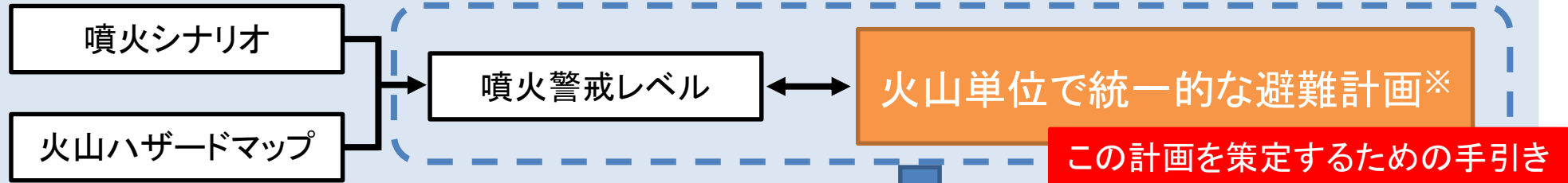
- ・火山地域が一体となった検討、登山者・観光客対策の充実等の御嶽山噴火災害の教訓の反映

## 基本指針の作成(第2条)

### 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針(平成28年2月公示)

- ・住民、登山者・観光客の避難手段や啓発・教育、一時立入、風評被害等

## 火山防災協議会(第4条)の協議事項



※各々の火山における関係都道府県・市町村の間で整合のとれた避難計画

## 地域防災計画に記載義務(第5条、第6条)

### 都道府県地域防災計画(第5条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達
2. 右の2. 3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整

### 市町村地域防災計画(第6条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル)
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助